三　債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。
四　追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。
五　集中リスクを把握していること。
六　同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外での有価証券等の額の相殺をしていないこと。
七　主要なベーシス・リスクを把握していること。
八　有価証券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該有価証券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。
九　ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。
イ　追加的リスク計測モデルにおいて、市場リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。
ロ　特別金融商品取引業者が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。
ハ　特別金融商品取引業者がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。
十　有価証券等の非線形リスクを把握していること。

第十八条第一項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十四条第二項本文」を「第十五条第一項」に、「及び第四項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十四条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が十回以上となったときは、速やかに承認の基準の充足状況の分析を行い、その結果を金融庁長官に提出しなければならない。

第十八条第六項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第五章に次の一節を加える。

第四節　証券化証券等

（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）

第十八条の二　第八条第二項、第九条第四項、第十条第二項、同条第六項及び第十四条の二第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合（パーセント）	再証券化証券等の場合（パーセント）
6―1	一・六	三・二
6―2	四	八
6―3	八	十八
6―4	二十八	五十二
6―5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合（パーセント）	再証券化証券等の場合（パーセント）
7―1	一・六	三・二
7―2	四	八
7―3	八	十八
7―4	自己資本控除	

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。
一　適格格付業者の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
二　特別金融商品取引業者が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
三　適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十二条において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合
四　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス

3　前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
一　適格格付業者の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして特別金融商品取引業者が保有する有価証券等の個別リスク相当額を適切に反映していること。
二　当該格付は、証券化証券等の格付業者として実績のある適格格付業者により付与されたものであること。
三　当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
四　特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して付与された格付が、当該特別金融商品取引業者による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4　第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
一　特別金融商品取引業者が、同種の証券化証券等に対して利用する一又は複数の適格格付業者を定め、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもって利用すること。
二　同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用していないこと。
三　特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。